

1 開催概要

(1) 開催日時

令和6年3月11日（月） 15:00～16:30

(2) 開催場所

WEB会議

(3) 出席者（敬称略）

- ・ 神野 礼斉
（広島大学大学院人間社会科学研究科 教授）
- ・ 手島 洋
（県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科人間福祉学コース 講師）
- ・ 松本 亮
（広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員）
- ・ 坂原 立朗
（広島司法書士会 常任理事）
- ・ 門田 博史
（公益社団法人広島県社会福祉士会 社会福祉士）
- ・ 田畑 健雄
（社会福祉法人広島市社会福祉協議会地域福祉推進課 課長）
- ・ 井上 大輔
（広島市祇園・長束地域包括支援センター センター長）
- ・ 経澤 悟
（広島市南区障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員）
- ・ 中島 幸枝
（医療法人社団更生会草津病院 医師）
- ・ 野田 良夫
（佐伯区厚生部 部長）
- ・ 立原 雪恵
（佐伯区厚生部地域支えあい課 地域支援担当課長）

(4) オブザーバー（敬称略）

- ・ 相澤 千尋
（広島家庭裁判所 判事）
- ・ 村上 裕和
（広島家庭裁判所家事部第一審判係 主任書記官）
- ・ 栗田 茂
（広島家庭裁判所家事部第一審判係 書記官）

(5) 事務局

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
〃 障害福祉部障害福祉課
〃 障害福祉部障害自立支援課
〃 障害福祉部精神保健福祉課
広島市成年後見利用促進センター

(6) 傍聴人

1名

2 会議録

【議題(1)】会長及び副会長の選出について

資料1に基づき、会長及び副会長を選出。

【議題(2)】専門職後見人と市民後見人の複数後見について

【議題(3)】市民後見人の単独受任移行に係る条件及びスキームについて

資料2から資料7を用いて事務局から説明。

松本構成員

資料7別紙の「市民後見人の単独受任移行に係るスキーム（案）」について、最初に家庭裁判所からの内諾を得るのが難しいというのは分かるが、家庭裁判所への情報提供を行うのであれば、スキームの中に家庭裁判所との事前協議を入れた方が良いのではないかと。資料4の「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム」には、家庭裁判所との事前協議が入っているため、単独受任移行に係るスキーム（案）にも同じように入れるべきだと考えるがいかがか。

家庭裁判所

家庭裁判所として、申立てがあってから初めて市民後見人の追加選任を行うのが適切か否かを判断することになるため、事前に相談していただけるのは非常にありがたいが、事前の相談なしに申立てが行われたとしても、それを困ると言える立場にはないと考えている。

むしろ、資料4の「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム」について、前回会議からの修正点として「② 家裁から市民後見人との複数後見を行うことについて承諾を得た後に、専門職がセンターに調整依頼書（家裁と事前協議済であることを記載したもの）を提出する。」という内容を追加したとの説明があったが、家庭裁判所は申立てがない状態で承諾を行うことができる立場にないため、「② 家裁との事前協議後に、専門職がセンターに調整依頼書（家裁と事前協議済であることを記載したもの）を提出する。」と表現を修正していただく方がありがたい。

松本構成員

専門職後見人の立場からすれば、やはり家庭裁判所に相談するというのがスタートラインだと考えている。スキームの最後で、複数後見受任者（専門職後見人等）が受任の申立てを行っても、家庭裁判所からの許可が得られなかったとなれば、これまでの調整が全くの無駄になってしまう。内諾まではいかないまでも、家庭裁判所との事前協議は必ずスキームに入れるべきであるし、資料4の「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム」との整合性を考えると、家庭裁判所との事前協議をスキームに入れるのか否かは揃えた方が良いのではないかと。

事務局

資料4の「専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム」については、「② 家裁との事前協議後に、専門職がセンターに調整依頼書（家裁と事前協議済であることを記載したもの）を提出する。」と表現を修正し、資料7別紙の「市民後見人の単独受任移行に係るスキーム（案）」には、最初に「複数後見受任者が家庭裁判所と市民後見人の単独受任移行について、定期報告書等により事前協議を行う。」と追加させていただくのは、家庭裁判所としていかがか。

家庭裁判所

単独受任移行に係るスキーム（案）の中に、家庭裁判所との事前協議を入れるか否かについては、事務局に一任する。

事務局

それでは、先ほど申し上げた修正案のとおり対応させていただく。

松本構成員

資料7の「市民後見人の単独受任移行に係る条件及びスキームについて（案）」のうち、「1 単独受任移行の条件」の(2)アについて、「受任時から生活状態や健康状態等に変化なく良好であり…」とあるが、成年被後見人等は入院している方や基礎疾患をお持ちの方が多い。ケース自体は比較的安定しているといった場合に、こうした健康状態等が良好と言えるのか否かなど、条件としてひっかかってしまうこともあり得るのではないか。

事務局

この部分は、成年被後見人等ではなく、市民後見人の状態を指している。今の表現では、主語がなく非常に分かりづらいため、伝わりやすい表現に修正させていただく。

手島構成員

資料7の「市民後見人の単独受任移行に係る条件及びスキームについて（案）」のうち、「1 単独受任移行の条件」の(2)ウについて、市民後見人に「報告事務等の経験があり、その都度適切に処理している。」とあるが、現在、市社協の法人後見との複数受任を行っている市民後見人は、報告事務をどの程度自らで行っているのか、実態をお伺いしたい。

事務局

市社協の法人後見との複数受任を行っている4名の市民後見人については、いずれも1回以上報告事務を経験している。複数後見の場合、どちらかの後見人がまとめて報告を行うことも可能であるが、市社協の法人後見との複数受任の際は、練習も兼ねてそれぞれが報告書を作成の上、家庭裁判所に提出するという形式をとっている。市民後見人が報告書を一通り作成した後、成年後見相談室を利用して専門職から助言をいただき、修正した報告書を家庭裁判所に提出しているため、今のところは問題なく報告事務が行うことができている。

手島構成員

承知した。

【報告(1)】第9期広島市高齢者施策推進プラン（広島市成年後見制度利用促進基本計画）の策定について

【報告(2)】保健・医療・福祉の専門職を対象とした成年後見相談室の相談事例について

【報告(3)】市民後見人による後見事務の実施状況について

【報告(4)】成年後見制度利用支援事業に係る報酬助成の対象拡大について

資料8から資料11を用いて事務局から説明。

坂原構成員

報告(3)「市民後見人による後見事務の実施状況について」の説明を踏まえて、改めて資料5の「市民後見人候補者調整依頼書」を見ると、「市民後見人の受任基準において必須とはしないが重視するもの」の中に、後見支援信託の利用の有無や本人を相続人とする手続の有無について記載する項目がある。こうした部分については、受任者調整を行う中で、市民後見人が受任するケースとして適切か否かを検討していくことになると思うが、後見支援信託は不正利用の防止という役割もあるため、運用の際は、そうしたことも考慮しながら検討していただきたい。

また、相続についても、専門職後見人等によるフォローやセンターが行う相談会などもあるため、よほど複雑なケースでない限りは、是非市民後見人の方にも経験していただけるような運用を行ってほしい。

事務局

後見支援信託の利用について、元々市民後見人が受任するケースとして、本人が高額な資産を持っていることを想定していなかった。後見支援信託の利用があるケースは市民後見人の受任を全く検討できないというわけではないが、できれば利用のない方が良いと考えている。その辺りの判断は個別に相談させていただきたい。

相続については、対応が単純なケースから不動産登記を必要とするなどの複雑なケースまで多岐にわたるものであるため、相続に関する対応が必要となった際は、複数後見期間中に専門職後見人等と一緒に事務を経験していただきたい。

今回報告した2事例は、市民後見人の受任を検討する段階では非常に安定したケースであったが、市民後見人が受任した後に予想外の事態が発生したこともあり、市社協の法人後見とともに、様々なことに取り組んでいる状態である。そのため、専門職後見人等にも複数後見を行う市民後見人に対して、様々な指導を行ってほしいと考えている。

坂原構成員

資料10「市民後見人による後見事務の実施状況（事例）について」の事例②にある「入院費の未払金の支払に関する合意書を交わした。」というのは、非常にイレギュラーなケースだと感じる。例えば、親族後見人がこうしたイレギュラーな問題に直面した際には、専門家に頼るという選択肢があるように、市民後見人がこうした問題に直面した場合にも、運用の中で、しっかりと対応できればいいと思う。

門田構成員

資料10の「市民後見人による後見事務の実施状況（事例）について」を見て、意外と動きのあるケースを受任していると感じた。ケースが継続して安定しているというのはなかなか難しいことであるため、市民後見人による単独受任へと移行した後、ケースに動きがあった場合にどのようなフォローを行っていくのかといった部分は気になるところである。ただ、進めてみないと分からないことは多いと考えている。

井上構成員

資料11の「成年後見制度利用支援事業に係る報酬助成の対象拡大について（案）」のうち、対象要件や開始時期、申請手続等の詳細については、現在検討中とあるため、答えられない内容もあると思うが、気になるところが1点あるため、お伺いしたい。

対象要件に「⑤本人が活用できる資産を有していない。」とあるが、ここでいう資産とは、具体的にどれほどのものを想定しているのか。特に、居住用不動産（持ち家など）がこの要件の資産に含まれるのか、現時点で分かれば教えてほしい。

事務局

現時点で、居住用不動産を本人が活用できる資産としてみなすことは考えていない。

井上構成員

承知した。

門田構成員

家庭裁判所にお伺いする。先ほど説明があった専門職後見人と市民後見人による複数後見の場合、単独受任の場合と報酬の考え方に違いはあるのか。

家庭裁判所

複数後見の場合は、原則、報酬を按分して算出することとしている。

門田構成員

承知した。